



® 平成 29 年 2 月 8 日 (水)

No. 14379 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ⑥

応用美術の著作物性…………… (1)

知財の常識・非常識 ⑥

応用美術の著作物性

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

1. はじめに

TRIPP TRAPP事件知財高裁判決(知財高判H27.4.14)は、いわゆる「応用美術」一般について高度の創作性を要求することなく著作権保護の可能性を示唆した等と、議論を呼びました。しかし、同判決を、応用美術の保護範囲を拡大した画期的な判決と捉えるのは誤解ではないか。今回は、同判決

前後の知財高裁判決における、応用美術の著作物性に関する侵害判断に照らして、この点を検討してみたいと思います。

2. 著作権法の条文のあてはめ

著作権法は、同法2条1項1号において、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであ



特許業務法人

三枝国際特許事務所
SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

弁理士

社員・副所長 中野 睦子*
社員 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之 森崎 正樹
北野 善基* 河合 永文*
淀谷 幸平* 東野 匡寿*
齋本 伸昭* 八木 祥次
難波 泰明 幸 芳*
田中 厳輝 柴垣 善行
西村 毅 野村 千澄

知財情報室

関 仁士

機械・電気部

鈴木 由充 新田 研太
鶴 寛 植田 慎吾
奥山 美保
商標・意匠部
松本 康伸* 小川 雅加美*
前田 幸嗣* 青木 寛史
中川 博司

顧問

小原 健志*

代表社員・相談役 三枝 英二*
代表社員・所長 林 雅仁*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

弁理士

社員・副所長・東京オフィス所長 斎藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史 池上 美穂
湯 宗義

商標・意匠部

田上 英二
石渡 広一郎



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

て、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義し、著作物の例示として「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」(著作権法10条1項4号)を掲げ、同法2条2項で、「美術の著作物」には「美術工芸品を含むものとする。」と規定しています。この「美術工芸品」とは、同法10条1項4号によれば、同号の掲げる「絵画、版画、彫刻」(鑑賞を目的とする「純粋美術」)と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解されます。

いわゆる「応用美術」とは、こうした純粋美術と区別して、量産品など、実用に供されあるいは産業上の利用を目的とする表現物のことを言いますが、著作権法上の明文規定はなく、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となります。

応用美術には、a) 美術工芸品、装身具など実用品自体であるもの、b) 家具に施された彫刻など実用品と結合されたもの、c) 文鎮製造のひな型など量産される実用品のひな型として用いられることを目的とするもの、d) 染色図案など実用品の模様として利用されることを目的とするもの、が含まれます¹。昭和45年に旧著作権法が現行著作権法に全面改正される過程において、意匠法と著作権法の適用領域をどのように調整するのか(著作権法において保護されるのはどの範囲の応用美術なのか)について検討されましたが、結局、立法的な解決は図られず、判例解釈に委ねられてきました。

3. 「美術の著作物」該当性の判断基準

従来判決においては、「純粋美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは美術の著作物」、「純粋美術と同視し得る程度の美的創作性」など、表現は様々ですが、意匠法の存在を理由として、応用美術の著作物性を認めるためには「通常より高度な創作性が必要」だ等とする解釈がとられてきました²。これに対しては、「問題は創作性の程度なのであって、美術性の程度や純粋性によって保護の有無を区別するのは正当でない」(満田重昭³)等の批判意見も根強く、上野達弘論文⁴(以下、「上野論文」)では、以下のように論じています。

ア 応用美術の著作物性を認めるためには通常より高度な創作性が必要だとする段階理論的解釈は、たとえ「美術」該当性の判断としてであっても、再検討すべきである。

イ 応用美術の場合、一定の機能を実現する必要性

から表現の選択の幅が制約され、創作性が肯定されない場合や、肯定されても低い場合が少なくないと考えられる。近時の議論によれば、創作性が低い著作物は一般に保護範囲が狭く、ほぼデッドコピーの場合にのみ類似性が肯定されると考えられている。(中略) こうしたことからすれば、応用美術について広く著作物性を肯定しても、大きな弊害は生じないように思われる。

(段階理論的解釈を取らないという場合)

ウ 一つ目に視覚的表現はすべて「美術」に当たると考えて、通常の意味における創作性があれば著作物性を肯定するという考え方があり得る【非区別説】。(中略) これによれば、応用美術の著作物性というは、結局のところ創作性の有無の問題に帰着することになる。ただ、それで問題がないかどうかは残された問題となり得るところである。

エ 二つ目に、『美術』に当たるためには視覚的表現であるというだけでは足りず、他のカテゴリーの著作物と異なり、何等かの条件を課するという考え方があり得る【区別説】。(中略) その場合は、その条件の具体的内容および正当化根拠を明らかにする必要がある。もし、それが高度の創作性と実質的に同じものになるのであれば、結局のところ段階理論と変わらないことになりかねないからである。

4. 知財高裁判決の動向

知財高裁では、TRIPP TRAPP事件判決の前後を通じて、応用美術について、高度の創作性は必要ではないものの、美術の著作物としての創作性を認めるためには美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていることが必要、という考え方を示す判決が続いています。

A：ファッションショー事件判決(H26.8.28)

① 著作権法2条2項は、単なる例示規定であると解すべきである。

② 一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから、著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護される。

③ 著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、